

平成24年9月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成24年9月高浜市議会定例会は、平成24年9月4日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第42号 高浜市産業振興条例の制定について
議案第43号 高浜市防災会議に関する条例及び高浜市災害対策本部に関する条例の
一部改正について
議案第44号 高浜市交通安全条例の一部改正について
議案第45号 市道路線の認定について
議案第46号 平成23年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第5 議案第47号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
議案第48号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
議案第49号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
議案第50号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第6 認定第1号 平成23年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て
認定第3号 平成23年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成23年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成23年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成23年度高浜市水道事業会計決算認定について
- 日程第7 報告第7号 平成23年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

2番 黒川美克
4番 浅岡保夫
6番 幸前信雄
8番 杉浦敏和
10番 鈴木勝彦
12番 内藤とし子
14番 内藤皓嗣
16番 小野田由紀子

3番 柳沢英希
5番 柴田耕一
7番 杉浦辰夫
9番 北川広人
11番 鷺見宗重
13番 磯貝正隆
15番 小嶋克文

欠席議員

1番 磯田義弘

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	杉浦幸七
教 育 長	岸上善徳
企 画 部 長	加藤元久
人事グループリーダー	野口恒夫
地域政策グループリーダー	岡島正明
経営戦略グループリーダー	山本時雄
総 務 部 長	大竹利彰
行政グループリーダー	内田 徹
財務グループリーダー	竹内正夫
情報グループリーダー	時津祐介
市民総合窓口センター長	新美龍二
市民窓口グループリーダー	木村忠好
市民生活グループリーダー	山下浩二
税務グループリーダー	森野 隆
福 祉 部 長	神谷美百合
福祉企画グループリーダー	磯村和志
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田 彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	大岡英城

文化スポーツグループリーダー	内藤克己
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	神谷晴之
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	中村孝徳
監査委員事務局長	鵜殿巖
代表監査委員	加藤仁康

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敏行
主査	杉浦俊彦

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ、また、残暑大変厳しい中、御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

9月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、同意、条例の制定等、平成24年度補正予算並びに平成23年度決算認定などの諸案件が提出されております。

各位におかれましては、市民の要望にこたえるべく厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は15名であります。よって、平成24年9月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集あいさつがあります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成24年9月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい

中を大方の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件は、同意1件、一般議案5件、補正予算4件、認定8件を御審議いただくほか、報告1件を申し上げるものであります。

詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決、御認定、あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時01分開議

○議長（北川広人） これより会議を開きます。

お諮りします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、5番、柴田耕一議員、6番、幸前信雄議員を指名いたします。

○議長（北川広人） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成24年9月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月20日、8月27日に、議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催をいたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日より9月28日までの25日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は同意第3号を即決で願い、その後、議案の上程、説明を受け、報告第7号について報告を受けます。

9月6日及び7日の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月10日に、議案第42号から議案第46号までの条例等関係、議案第47号から議案第50号までの補正予算関係並びに認定第1号から認定第8号までの決算認定関係について総括質疑を行います。

また、議案第46号及び認定第1号から認定第8号までの決算認定関係については、決算特別委員会を設置して、9月12日から14日までの3日間で審査をお願いいたします。

総務建設委員会については、議案第42号から議案第45号及び議案第47号、議案第48号、議案第50号の7議案並びに陳情第4号、陳情第5号、陳情第10号を付託し、福祉文教委員会については、議案第47号、議案第49号並びに陳情第6号から陳情第9号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

この9月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月28日までの25日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの25日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらん願いたいと思います。

報告事項は、以上であります。

○議長（北川広人） 日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします

す。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（杉浦幸七） 教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本案は、現委員の磯貝政博氏が、来る9月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

同氏は、皆様も御案内のとおり人格が高潔で、教育、文化に関し識見も高く、その温厚誠実なお人柄から地域の皆様の信望も厚く、また、平成20年10月からは教育委員として教育委員会の運営に御尽力いただくとともに、学校訪問等の各種学校行事にも積極的に御参加をいただいております。さらに、平成22年10月からは委員長として指導力を発揮いただくなど、まことに適任のお方であると存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、同意第3号は、原案に同意することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第4 議案第42号から議案第46号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第42号 高浜市産業振興条例について御説明申し

上げます。

本案は、平成23年12月議会におきまして、高浜市商工会から提出をされました陳情書が議会で採択をされたことを受けまして、条例案を策定いたしましたものであります。

条例の趣旨は、市、事業者、産業経済団体、地域における諸団体並びに市民の皆様が、産業振興におけるそれぞれの役割を明らかにして共通の認識をお持ちいただき、協働して産業振興に取り組むための政策の展開など基本的な事項を定めたものでございます。

第1条は、産業振興に関する基本的な事項を定め、産業基盤の安定及び強化並びにその健全な発展を図ることにより、地域経済及び地域社会の活性化並びに市民生活の向上に寄与することといたし、この条例の目的といたしております。

第2条は、用語の定義を規定いたしております。

第3条は、基本理念について規定をいたしたもので、地域産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫を尊重するとともに、産業振興の施策は、市、事業者、産業経済団体、諸団体及び市民が協働で行うことを基本といたしております。

第4条は、基本方針を規定いたしており、第6次高浜市総合計画の基本計画の産業分野において2つの目標達成に向けての具体策として、以下1号から9号を産業振興施策の基本方針といたしております。

1号では、コミュニティービジネスの創出への支援、事業者経営革新等で経営基盤の安定化を図る施策、がんばる事業者への支援を、2号は、公共工事や物品の調達について、市内業者が入札に参加しやすい環境を整えることにより、市内業者の受注の機会の拡大を図る施策を、3号は、新たな企業の誘致、既存企業の拡大を支援することにより、定着並びに地域経済の振興を図る施策を、4号は、地場産業である三州瓦の需要促進及び地域産業の振興を図る施策を、5号は、地域で生産された物や資源が、その地域で消費が促進されるように関係機関と連携を深めるとともに、事業者独自の製品やサービスの開発による販路拡大を図る施策を、6号では、産業を担う人材の育成と勤労者から信頼される中小企業がふえる市内の雇用の安定を図る施策を、7号は、農事組合の法人化の促進と地域農業を担う経営体の強化、農作物の特産品等の発掘による地産地消の推進、農地の有効利用等による農業経営の安定化を図る施策を、8号は、地域資源を掘り起こし、磨きをかけ、観光情報の一元化による情報発信と民間の活力を生かした観光の振興を図る施策を、9号は、関係者それぞれが相互間の連携を深め、事業者の魅力を引き出すような交流促進を図る施策を、また、2項では、1項に掲げたもの以外の各分野別の産業を推進する方針を示しており、3項は、各分野の枠を超えた取り組み、仕組みづくりによる経済効果の創出と人づくりのネットワークの構築、拡充等を規定いたしております。

第5条は、市の果たすべき責務を規定いたし、1項では、産業振興施策は市が単独で行うものではなく、各分野の団体等との連携を図り、実施していくことを規定いたしております。2項は、

産業振興施策の推進に当たって、国・県等との連携を、3項は、市内事業者の受注機会の拡大、4項は、中小規模の事業者への支援をするための財政措置を、5項は、産業資源の地域循環を奨励することを規定いたしております。

第6条は、事業者の果たすべき責務を規定いたしており、1項は、事業者は、法令を遵守し、自助努力、市または産業経済団体による産業振興に関する支援等の活用による事業の活性化に努めることといたしております。2項は、事業者は、産業経済団体に加入することを努力規定といたし、3項は、事業者は、市及び産業経済団体が行う事業に積極的に参画することを求めています。

第7条は、産業経済団体の果たすべき責務を規定いたしており、1項では、事業活動を通じて地域社会への貢献、2項は、産業振興政策等を積極的に実施するように努めることを示しております。

第8条は、地域における諸団体の役割を示しており、第9条は、市民の役割で、事業者の製品及びサービスの利用等消費活動を通じた産業振興の推進への理解と御協力をお願いするものです。

なお、附則におきまして、平成25年1月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第42号の提案説明といたします。何とぞ原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第43号 高浜市防災会議に関する条例及び高浜市災害対策本部に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災から得られた教訓、課題を受け、行うべき防災対策の全般的な見直しとして、災害対策基本法の一部改正が行われたことに伴い、高浜市防災会議の所掌事務及び組織を改めるもの及び高浜市災害対策本部に関する条例に引用する条文の整備をいたすものであります。

初めに、防災会議に関する条例の改正内容は、災害対策基本法の第16条第6項において、「市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例で定める。」と規定されており、今回の災害対策基本法の改正により都道府県防災会議の所掌事務及び組織が改正されたことにより、市の防災会議条例の関係条文についても改正が必要となります。

第2条の所掌事務では、市の地域防災計画を作成し、その実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて地域防災に関する重要事項を審議し、その重要事項に関して意見を述べることを規定し、加えて、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務を行うこととなります。

次に、第3条の改正は、第2項の防災会議の組織を構成する委員に、第8号として、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者を加え、条文の整理をいたすものであります。

次に、高浜市災害対策本部に関する条例の改正内容につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴いまして、引用条文の整備をいたすものであります。

なお、附則におきまして、公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第43号の提案説明といたします。何とぞ原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第44号 高浜市交通安全条例の一部改正について御説明申し上げます。

本市では、平成13年に高浜市交通安全条例を制定し、本市の交通安全に関する施策の基本となる事項を定め、毎年の都道府県下の交通死亡事故ワースト上位という状況を脱すべく、市民の交通安全意識の高揚及び交通安全の確保を図るため、警察、交通安全協会高浜支部等を初めとする関係機関並びに団体と緊密な連携を図り、また、御協力をいただき、啓発活動、道路交通環境の整備等総合的な交通安全対策に努めております。

本案は、そうした中、高齢社会を迎え、高齢者の事故が多発していること、厳罰化されていても依然として飲酒運転が後を絶たない現状にかんがみ、高齢者の交通事故防止及び飲酒運転根絶の規定を追加いたし、現在実施いたしております交通安全活動を裏打ちするということ、加えて、より一層の交通安全の推進環境の醸成につなげていきたいと考えているものであります。安全で快適な市民生活の実現に寄与するために、条例の一部を改正いたすものであります。

改正の内容は、第6条の次に高齢者交通事故防止の規定として第7条を追加し、1項は、市は高齢者のために必要な交通安全対策を実施することを定めたもの、2項では、市民並びに事業者に対して、高齢者の交通安全に対する配慮を規定し、3項では、高齢者自身も交通事故に遭わないようにみずから交通安全の確保に努めていただく旨の規定をいたしたものであります。

次の第8条は、飲酒運転根絶の規定を追加いたし、第1項では、市は警察、交通安全協会高浜支部等関係機関との連携により、飲酒運転根絶の意識を高めることが必要であり、広報啓発活動を初めとする対策を行うことといたしております。2項は、飲酒運転が重大事故の起因となることを認識し、地域、家庭、事業所等において飲酒運転を許さない環境にするための活動に努めることといたしたものであります。

また、2条の条文の追加によりまして、各条文の整備をいたすものであります。

なお、附則におきまして、平成24年10月1日から施行することといたしております。

以上、議案第44号の提案説明といたします。何とぞ原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第45号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページ並びに最後のページに添付されております図面をあわせてごらんいただきたいと思います。

本案は、新たに1路線を市道路線として認定をお願いするものであります。

新たな路線は、都市計画法第29条に基づく開発行為により設置された道路で、高浜市に帰属をされたものであります。

今回の認定路線の概要は、路線の位置、神明町四丁目地内、路線名称は神明4号線、延長180m、幅員6mから12.9mになっております。

なお、平成24年8月末時点の市道路線の現状は、総路線数747路線、総延長は20万887.8mでありますことから、今回の認定路線分を加算いたしますと、総路線数が748路線、総延長は20万1,067.8mとなります。

以上、議案第45号の提案説明といたします。何とぞ原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第46号 平成23年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法によりまして、地方公営企業法の一部が改正をされたことに伴い、利益処分に伴う減債積立金の積み立て義務及び利益積立金の積み立て義務が廃止をされ、利益処分は条例または議会の議決により行うことになったため、未処分利益剰余金の処分について議決をいただくためであります。

なお、未処分利益剰余金の額は6,410万7,474円で、そのうち減債積立金には4,000万円、建設改良積立金に2,000万円をそれぞれ積み立てさせていただき、残りの410万7,474円を繰り越すものであります。

以上、議案第46号の提案説明といたします。何とぞ原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 日程第5 議案第47号から議案第50号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大竹利彰） それでは、議案第47号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第2回）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正では、歳入にあつては普通交付税の交付額の決定、国庫支出金の内示額の決定、前年度繰越金の確定等により補正をお願いし、歳出にあつては事業の制度の拡充や改正、新たな事務事業の発生による補正、公共施設等整備基金への積み立て、委託料、工事請負費の契約額の確定による減額を行っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億2,010万8,000円を追加し、補正後の予算総額を135億4,712万5,000円といたすものであります。

補正予算説明書の40ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。8款1項1目地方特例交付金の補正は、交付額の確定に伴い、379万1,000円を減額し、9款1項1目地方交付税の補正は、普通交付税の交付額の決定を受け、7,824万8,000円を減額いたすものであります。

次に、13款1項1目民生費国庫負担金の補正は、母子生活支援事業に係る母子生活支援施設入所措置費の増額に伴う児童入所施設措置費等負担金として156万5,000円を増額いたすものであります。

13款2項1目総務費国庫補助金の補正は、国からの内示額に基づき、LED防犯灯施設整備工事に対する社会資本整備総合交付金として1,265万円を計上し、13款2項2目民生費国庫補助金の補正では、定期巡回・随時対応型訪問介護実施事業に対する地域介護・福祉空間整備推進交付金として901万2,000円を、市民後見推進事業に対する市民後見推進事業費補助金として124万3,000円など合わせて1,049万5,000円を増額いたすものであります。

13款2項4目土木費国庫補助金の補正は、国からの内示額に基づき、市道新設改良事業に係る市道港線の用地補償費に対する社会資本整備総合交付金5,111万9,000円を減額するほか、新たに治水砂防事業に係る可搬式エンジンポンプの購入に対する社会資本整備総合交付金として154万7,000円を、公園整備管理事業に係る公園実施設計業務及び公園照明灯設置工事に対する社会資本整備総合交付金として983万5,000円を計上し、合わせて3,973万7,000円を減額いたすものであります。

42ページをお願いいたします。

14款2項6目土木費県補助金の補正は、市道新設改良事業に係る市道港線の物件調査業務委託料等に対する市町村土木事業費補助金として700万円を計上いたすものであります。

次に、17款1項1目基金繰入金の補正は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金4億8,970万4,000円を減額いたすものであります。

18款1項1目繰越金の補正は、前年度繰越金の確定に伴い、8億8,268万5,000円を計上いたすものであります。

44ページをお願いいたします。

20款1項2目土木債の補正は、国からの内示額に基づき、市道港線整備事業の起債対象事業費を2,700万円減額し、20款1項3目臨時財政対策債の補正では、本年度の発行可能額が決定したことに伴い、1億5,800万円を減額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。46ページをお願いいたします。

2款1項20目諸費の補正は、社会福祉費支給事業等補助金返還金として市町村地域包括ケア推

進事業費国庫補助金返還金を初め3つの国庫補助金について、実績確定に伴う精算返還金として1,391万7,000円を計上いたすものであります。

48ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費の補正は、基金運用事業において、今後の公共施設の建てかえや大規模修繕等に備え、また、中期財政計画の積立目標額等を踏まえ、公共施設等整備基金への積立金として1億1,000万円を計上いたすものであります。

なお、これにより、今年度末現在の公共施設等整備基金の残高は7億円余となる見込みであります。

3款1項9目介護保険推進費の補正は、定期巡回・随時対応型訪問介護実施事業において、定期巡回・随時対応型訪問介護サービスを提供するための環境を整備するため、高浜市社会福祉協議会に対する定期巡回・随時対応型訪問介護実施事業費補助金として901万2,000円など合わせて879万8,000円を計上いたすものであります。

3款1項14目高齢者医療費の補正は、後期高齢者医療事業において、愛知県後期高齢者医療広域連合への前年度療養給付費負担金が確定したことに伴い、療養給付費負担金として694万8,000円を増額いたすものであります。

50ページをお願いいたします。

3款2項3目家庭支援費の補正は、母子生活支援事業において、母子生活支援施設への入所者の増などに伴い、母子生活支援施設入所措置費313万円を増額いたすものであります。

次に、4款1項2目保健・予防費の補正では、予防接種事業において、不活化ポリオワクチン及び4種混合ワクチンの接種が始まることに伴い、個別予防接種委託料として2,564万3,000円を計上するほか、電算情報管理事業では、ワクチン接種の追加に対応するための保健総合システム修正業務委託料として127万1,000円を増額するなど、合わせて2,877万3,000円を増額いたすものであります。

52ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費の補正は、地域産業振興事業において、東北・関東地域復興住宅に係る三州瓦の販売促進を図るため、愛知県陶器瓦工業組合が実施する被災地への三州瓦の耐久性、安全性などのPRを初めとする販売促進事業に対し、中小企業振興対策事業補助金として100万円を、産業経済活性化事業では、豊田町三丁目地内において、新たな工業用地を創出するため、工業立地検討業務委託料として452万3,000円を計上し、合わせて552万3,000円を増額いたすものであります。

8款2項1目生活道路新設改良費の補正では、国・県からの内示額に基づき、市道新設改良事業に係る市道港線の用地補償費の更正を行うとともに、物件調査業務委託料として新たに1,550万5,000円を計上し、合わせて4,469万5,000円を減額いたすものであります。

8款3項1目河川費の補正は、治水砂防事業において、水害時における浸水被害を防ぐための可搬式エンジンポンプ2基の購入費用として、機械器具費309万5,000円を計上いたすものであります。

8款5項4目公園緑化費の補正では、公園整備管理事業において、防災機能を有する公園整備を行うための公園実施設計業務委託料として683万6,000円を計上するほか、当初予算の5基に加え、新たに3基のソーラーLED公園照明灯を設置するための公園照明灯設置工事費481万4,000円を増額し、合わせて1,165万円を増額いたすものであります。

以上が一般会計補正予算（第2回）の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第48号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1億34万6,000円を追加し、補正後の予算総額を33億9,613万8,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の66ページをお願いいたします。

歳入3款1項1目療養給付費交付金は、歳出における退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費の実績見込み並びに前年度精算額の確定に伴い、3,989万7,000円を増額いたすものであります。

4款前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの平成24年度分確定通知額に基づき、4,065万6,000円を減額いたすものであります。

8款1項1目一般会計繰入金は、臨時職員の雇用に伴い増額をいたすものであります。

9款1項2目その他繰越金は、平成23年度の決算額の確定に伴い、9,977万9,000円を増額いたすものであります。

続きまして、68ページ、歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費では、臨時職員の雇用に係る経費を計上し、2款1項1目一般被保険者療養給付費は、歳入における前期高齢者交付金の減額に伴い、財源更正を行うものであります。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費、2款2項2目退職被保険者等高額療養費は、年間の実績見込みにより合わせて5,103万3,000円を増額いたすものであります。

次に、3款後期高齢者支援金等から70ページの6款介護納付金までは、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知に基づき、それぞれ増減を行うものであります。

8款1項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査等実施計画作成委託料の執行残として251万円を減額し、11款1項3目償還金では、主に事業実績により療養給付費等負担金3,249万1,000円を返還するものであります。

最後に、72ページの12款1項1目予備費につきましては、今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

以上で議案第48号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第49号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書21ページをお願いいたします。

保険事業勘定は、歳入歳出それぞれ4,756万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ22億6,659万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、説明書の82ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入、4款1項支払基金交付金1,478万4,000円の減額は、介護給付費交付金交付要領に基づき、過年度返還金分が本年度の交付金において充当調整されること等に伴い減額するものであります。

7款1項1目一般会計繰入金は23年度実績等に伴い、1,645万5,000円を減額、8款1項1目繰越金7,880万5,000円の増額は、23年度からの繰越金でございます。

次に、86ページ、歳出をお願いいたします。

6款1項2目介護給付費過年度分返還金3,174万1,000円の増額は、23年度介護給付費、国・県負担金の確定に伴う返還金でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第50号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ177万9,000円を追加し、補正後の予算総額を4億2,082万1,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の94ページをお願いいたします。

歳入3款1項1目一般会計繰入金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、職員給与費等繰入金を53万9,000円減額いたすものであります。

4款1項1目繰越金は、平成23年度の決算額の確定に伴い、231万8,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。96ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金について、平成23年度分に係る保険料収入のうち、出納整理期間中に収納し、納付未済となっております177万9,000円を増額い

たすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 日程第6 認定第1号から認定第8号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大竹利彰） それでは、認定第1号 平成23年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。

歳入決算額は142億7,809万9,958円、歳出決算額は133億5,436万3,331円で、歳入歳出差引残額は9億2,373万6,627円であります。

実質収支額は、決算書の202ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書のとおり、繰越明許費に係る一般財源繰越額4,104万1,000円を差し引いた8億8,269万5,627円であります。

次に、主要施策成果説明書の6ページと21ページ以降を順次ごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入決算額であります。1款市税は81億1,623万8,803円で、前年度対比2.3%、1億8,137万1,995円の増となりました。個人市民税、法人市民税ともに増収となったことが主たる要因であります。徴収率は93.3%、不納欠損額2,508万1,726円であります。

24ページの2款地方譲与税は、1億1,845万2,176円、25ページの3款利子割交付金は2,382万1,000円、4款配当割交付金は1,655万8,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は392万円、26ページの6款地方消費税交付金は4億2,403万円、7款自動車取得税交付金は4,536万2,000円で、それぞれ所定の算定式に基づき交付されました。

27ページの8款地方特例交付金は、前年度対比20.3%増の1億1,585万3,000円となっております。

28ページの9款地方交付税は、前年度対比16.9%増の4億1,011万9,000円でありました。特に普通交付税は、前年度対比29.8%増の2億6,986万5,000円で、算定の結果、基準財政収入額が2.3%の増、基準財政需要額については、それを上回る3.2%の増となったことから、前年度に引き続き普通交付税の交付団体となったものであります。

29ページの10款交通安全対策特別交付金は693万3,000円、11款分担金及び負担金は1億5,008万6,239円あります。

30ページの12款使用料及び手数料は2億690万1,775円、31ページの13款国庫支出金は、前年度対比2.7%増の15億4,788万7,076円あります。これは、児童福祉費負担金における子ども手

当負担金の増が主な要因であります。

32ページの14款県支出金は、前年度対比1.2%増の8億3,317万8,416円であります。

33ページの15款財産収入は、前年度対比19%減の2,929万6,025円となっておりますが、これは財政調整基金などの基金利子の減が主な要因であります。

16款寄附金は10万円で、食育推進事業への指定寄附であります。

34ページの17款繰入金は3億432万3,446円ですが、財政調整基金を初めとする6基金からの繰入金であります。

18款繰越金は9億8,429万1,164円で、前年度からの繰越金であります。

35ページの19款諸収入は3億4,074万8,838円、37ページの20款市債は6億円で、臨時財政対策債として財務省及び地方公共団体金融機構からそれぞれ借り入れを行ったものであります。

次に、歳出決算額について御説明申し上げます。8ページと38ページ以降を順次ごらんいただきたいと思っております。

まず、1款議会費は1億9,978万7,827円です。決算額の構成比は1.5%、前年度対比5,115万1,295円、34.4%の増となっております。

40ページの2款総務費は17億8,121万419円です。

決算額の構成比は13.3%、前年度対比1億3,240万8,204円、8.0%の増でありまして、43ページの市民予算枠事業における市民予算枠事業交付金、45ページの市民自治力推進事業におけるまちづくりシンポジウムの開催、57ページの行政評価事業における高浜版事業仕分け2011の開催、65ページの第6次高浜市総合計画の進行管理を市民と協働で行うための総合計画進行管理事業、70ページの公共施設あり方検討事業における公共施設マネジメント白書の作成、72ページの総合住民情報管理事業における総合住民情報システムの更新や電子計算室移転改修等、82ページの緊急雇用創出基金事業としての標高サイン整備業務委託、83ページの地域内分権推進事業におけるまちづくり協議会への支援等、87ページの東日本大震災の被災地への職員の派遣や物資の支援としての災害支援活動事業、95ページからの市議会・県議会議員一般選挙等を実施いたしました。

次に、103ページの3款民生費では、49億6,618万9,202円です。決算額の構成比は37.2%、前年度対比1億1,761万2,848円、2.4%の増でありまして、109ページからの地域福祉活動応援事業における地域福祉事業総合マネジメント委託等、113ページからの障害者自立支援給付事業、120ページの地域生活支援事業、130ページの生涯現役のまちづくり調査研究事業、136ページの障害者扶助料支給事業、138ページの障害者医療事業、139ページの子ども医療事業、141ページの後期高齢者医療事業、143ページからの国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金、145ページの子ども手当支給事業、146ページからの保育園管理運営事業、150ページの児童扶養手当等支給事業、165ページの子ども発達応援事業、168ページの生活保護事業等を実施いたしました。

次に、170ページの4款衛生費では17億7,093万9,248円であります。

決算額の構成比は13.3%、前年度対比562万3,727円、0.3%の減でありまして、171ページからの老人・成人保健事業、179ページの予防接種事業、180ページの子宮頸がん等ワクチン接種事業、181ページの地域医療振興事業、190ページのごみ収集運搬業務等委託事業、191ページのごみ処理事業等を実施いたしました。

次に、197ページの5款労働費は3,368万4,861円であります。決算額の構成比は0.3%、前年度対比109万4,259円、3.1%の減でありまして、198ページの緊急雇用創出基金事業における未就職卒業者等を対象としたものづくり人材育成事業業務委託等を実施いたしました。

199ページの6款農林水産業費は1億1,203万2,617円であります。

決算額の構成比は0.8%、前年度対比662万8,521円、6.3%の増でありまして、農業委員会事業を初め202ページの明治用水中井筋改修事業に係る負担金、204ページの農園事業、205ページの畜産環境整備事業等を実施いたしました。

209ページの7款商工費は2億4,698万9,469円であります。

決算額の構成比は1.8%、前年度対比606万4,425円、2.5%の増でありまして、210ページの中小企業支援事業及び地域産業振興事業、211ページの経営近代化支援事業、212ページの産業経済活性化事業、214ページのいきいき号循環事業等を実施いたしました。

次に、216ページの8款土木費は10億9,529万2,786円であります。

決算額の構成比は8.2%、前年度対比1億1,060万3,614円、9.2%の減でありまして、道水路の維持補修などを行う道水路維持管理事業、220ページの市道古新田蛇抜線人形小路整備工事を初めとする市道新設改良事業及び橋りょう改築事業、222ページの緊急雇用創出基金事業としての道水路占用図書等電子データ化業務委託、226ページの公共下水道事業特別会計繰出金、227ページからの公園整備管理事業、230ページの公営住宅管理事業、235ページの交通安全指導啓発事業等を実施いたしました。

次に、236ページの9款消防費は4億7,670万148円であります。

決算額の構成比は3.6%、前年度対比3,163万1,993円、7.1%の増でありまして、消防団活動事業を初め、237ページの広域消防事業における衣浦東部広域連合への分担金を支出いたしました。

次に、238ページの10款教育費は12億5843万4,409円であります。

決算額の構成比は9.4%、前年度対比4,172万6,731円、3.4%の増でありまして、244ページからの小・中学校、幼稚園の維持管理及び教育振興事業、252ページからの公民館、図書館、美術館などの管理運営事業、各種生涯学習・文化事業及び子ども・若者成長応援事業、274ページからのスポーツ施設の指定管理を含む生涯スポーツ振興事業等を実施いたしました。

278ページの11款災害復旧費は15万7,500円で、台風15号により被害を受けた社会体育施設の災害復旧事業を行いました。

なお、前年度の支出はありません。

279ページ、12款公債費は、元金、利子合わせて14億1,294万4,845円であります。

決算額の構成比は10.6%、前年度対比4,573万8,252円、3.1%の減であります。平成23年度末における地方債現在高は107億6,562万9,489円で、前年度末に比べ6億1,869万6,809円の減となりました。

以上が平成23年度高浜市一般会計歳入歳出決算の概要であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、認定第2号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書283ページをお願いいたします。

平成23年度末現在における国民健康保険の被保険者の状況は、全体で世帯数が5,469世帯、被保険者数が9,890人となっております。

284ページをお願いいたします。歳入について御説明を申し上げます。

1款国民健康保険税の総額は10億1,110万7,433円で、前年度と比較し2.4%、2,334万4,677円の増、収納率は62.0%となっております。

2款国庫支出金は7億4,586万1,565円で、療養給付費等負担金及び財政調整交付金が主なものであります。

3款療養給付費交付金は1億6,818万9,124円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等療養給付費交付金であります。

4款前期高齢者交付金は6億3,170万2,445円で、前期高齢者の加入割合に応じて社会保険診療報酬支払基金からの交付を受けるものであります。

5款県支出金は1億4,233万9,902円で、都道府県財政調整交付金が主なものであります。

6款共同事業交付金は3億3,388万278円で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

8款繰入金は一般会計繰入金で、9款繰越金は前年度繰越金であります。

10款諸収入は、保険税に対する延滞金及び第三者行為損害賠償金が主なものであります。

以上、歳入決算総額は34億7,612万4,033円で、前年度と比較し9.5%、3億21万4,484円の増と

なっております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。286ページをお願いいたします。

1 款総務費は6,069万4,391円で、職員の人件費を初め国民健康保険事業の運営に要する経費であります。

290ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度対比14.5%増の22億3,747万5,241円で、一般被保険者療養給付費として17億6,340万9,137円、退職被保険者等療養給付費として1億8,458万62円を支出したほか、291ページの高額療養費及び出産育児一時金などを支出いたしております。

292ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療に対する保険者負担分として4億5,599万4,018円を社会保険診療報酬支払基金へ拠出いたしております。

6 款介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金への納付金であり、7 款共同事業拠出金は愛知県国民健康保険団体連合会が実施する高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金であります。

294ページをお願いいたします。

8 款保健事業費は4,028万166円で、特定健康診査等事業を初め診療報酬明細書（レセプト）点検事業、健康診査費用助成事業などを実施しております。

296ページをお願いいたします。

9 款基金積立金は、利子積立金として20万円を積み立て、平成23年度末の支払準備基金の残高は7,998万1,476円となっております。

297ページをお願いいたします。

11 款諸支出金は7,884万9,412円で、過年度分の過誤納保険税還付金及び過年度補助金等の返還金が主なものであります。

以上、歳出決算総額は33億6,634万4,307円で、前年度対比14.4%、4億2,245万5,969円の増となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 続きまして、認定第3号 平成23年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書に基づき説明をさせていただきますので、説明書302ページをお願いいたします。

歳入決算総額は8,704万373円で、前年対比66.3%、4,429万5,408円の減額となっております。

歳出決算総額は7,610万2,879円で、前年対比115.3%、1,010万2,472円の増額となっております。

歳入歳出差引額は1,093万7,494円であります。

歳入の主な内容を御説明いたします。

1 款財産収入、収入済額2,165万4,803円で、その内訳は、土地開発基金所有地 6 筆の財産貸付収入と本会計所有地 7 筆の不動産貸付収入、それから、都市計画道路吉浜棚尾線の代替地 1 筆 332.49㎡の土地を処分いたしましたものであります。

次に、歳出の主な内容を説明いたします。304ページをごらんください。

1 款土地取得費、支出済額7,610万2,879円で、(2) 土地購入費7,291万9,232円は、旧論地子ども広場用地の取得の費用で、2 筆1,607㎡の用地を取得いたしましたものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、認定第 4 号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

説明につきましては、主要施策成果説明書で説明をさせていただきます。

説明書の308ページをお願いいたします。

歳入総額は12億6,983万424円で、予算現額に対する割合は100.7%、調定額に対する割合は99.8%で、前年度対比は106.8%、8,056万3,315円の増となっております。

歳出総額は12億4,881万8,784円で、予算現額に対する割合は99%で、前年度対比は107.5%、8,757万5,794円の増となっております。歳入歳出差引額は2,101万1,640円であります。

歳入の主な内容を御説明いたします。

1 款分担金及び負担金4,482万2,850円は、主に419件の下水道事業受益者負担金を収納いたしましたものでございます。

2 款使用料及び手数料 2 億4,310万2,233円は、主に公共下水道供用開始区域における有収水量 196万6,306㎡に対する下水道使用料でございます。

8 款市債 3 億220万円は、公共下水道事業で 2 億1,860万円、流域下水道事業で8,360万円を地方公共団体金融機構及び財務省から借入れをいたしましたものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

1 款下水道事業費 7 億3,288万445円は、主に維持管理費に係る下水道施設維持管理事業、下水道建設費に係る汚水施設建設事業の委託料、工事請負費、物件移転補償費、雨水施設建設事業等でございます。

下水道施設維持管理事業では 2 億3,350万2,410円を支出いたしており、その内容については 314ページに記載のとおりでございます。

汚水施設建設事業は 3 億3,392万9,383円の支出をいたしており、その内容につきましては、316ページから321ページに記載のとおりでございます。

雨水施設建設事業は1,549万6,950円で、その内容につきましては322ページに記載のとおりで

ございます。

308ページに戻っていただきまして、2款公債費5億1,593万8,339円は、市債の元金及び利子の償還金で、公共下水道及び流域下水道の整備費として財務省、旧公営企業金融公庫及び旧日本郵政公社等から借入れを行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、認定第5号 平成23年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書に基づきまして説明をさせていただきますので、説明書328ページをお願いいたします。

歳入決算総額は5,163万4,487円、予算対比102.4%、前年度対比1,144万1,213円の増額となっております。

歳出決算総額は2,053万6,997円、執行率は40.7%、前年度対比96万6,407円の減額となっており、歳入歳出差引額は3,109万7,490円であります。

歳入の主な内容を御説明いたします。

1款使用料及び手数料、収入済額は3,292万7,910円、予算対比103.8%で、定期貸し及び時間貸しの駐車料金と回数券、プリペイドカードの収入でございます。

次に、歳出の主な内容を御説明いたします。

1款駐車場費、支出総額2,053万6,997円、予算対比98.5%となっており、330ページのほうをお願いいたします。支出の主な内容といたしましては、(1)委託料1,464万円は駐車場の管理事務委託料であります。

隣の331ページをお願いいたします。

(2)使用料及び賃貸料507万3,600円は、三高駅西駐車場敷地の借地料であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、認定第6号 平成23年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の337ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は20億8,842万3,028円、歳出決算額は20億961万6,149円で、歳入歳出差引額は7,880万6,879円でございます。

まず、歳入の内容でございますが、338ページをお願いいたします。

1款保険料は、収入済額4億1,521万6,122円で、現年度分の徴収率は98.46%となっております。

2 款使用料及び手数料132万2,400円は、宅老所等の使用料及び軽度生活援助員派遣手数料が主なものでございます。

3 款国庫支出金 4 億1,707万9,722円は、介護給付費に対する国の負担分20%分と普通調整交付金3.39%分でございます。

4 款支払基金交付金 5 億5,686万4,307円は、介護給付費の30%分でございます。

5 款県支出金 2 億9,601万1,025円は、介護給付費の12.5%分でございます。

7 款繰入金 3 億540万7,000円は、介護サービス・予防サービス給付費など、市としての負担分12.5%や職員の人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

8 款繰越金は9,387万8,161円、前年度からの繰越金でございます。

9 款諸収入236万7,033円は、居宅介護支援券の利用者からの収入等でございます。

続きまして、340ページ、歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費4,672万3,342円は、主に介護保険事業の運営に係る職員の人件費等の経費でございます。

なお、第1号被保険者の状況でございますが、平成23年度末で7,761人となっております。

次に、346ページをお願いいたします。

2 款保険給付費18億7,320万5,639円は、前年度対比1.1%、1,977万4,871円の増でございます。主な内容でございますが、居宅介護サービス給付といたしまして、年間延べ利用者数1万5,947件に対しまして9億621万199円、348ページの施設介護サービス給付費として、年間延べ利用者数2,614件に対して6億4,914万6,213円等を支出させていただいております。

次に、363ページをお願いいたします。

3 款保健福祉事業費451万4,592円は、本市独自の横出しサービスとして、居宅介護用品等給付事業、住宅改修費補助事業にそれぞれ要した経費でございます。

364ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費4,437万8,035円は、主に特定高齢者把握事業、336ページの宅老所等の介護予防拠点施設の管理運営事業等に要した経費でございます。

373ページをお願いいたします。

6 款諸支出金4,051万7,283円は、主に過年度の介護給付費、国及び県負担金の返還金でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。377ページをお願いいたします。

歳入決算額は2,711万3,358円、歳出決算額は2,411万3,184円で、歳入歳出差引額は300万174円でございます。

378ページをお願いいたします。

1 款使用料及び手数料は、居宅介護サービス計画手数料等の収入といたしまして、収入済額1,129万4,540円。

2 款繰入金は、職員給与費等の一般会計からの繰入金といたしまして、収入済額1,527万9,000円。

3 款繰越金は、前年度からの繰越金51万8,835円でございます。

次に、380ページ、歳出でございます。

1 款 1 項居宅サービス事業費1,620万3,597円は、職員2名分に係る人件費が主なものでございます。

2 項介護予防支援事業費790万9,587円は、臨時職員賃金と介護予防支援事業委託料及び介護保険レセプトシステムの保守委託料等でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、認定第7号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書383ページをお願いいたします。

まず、平成23年度末現在の被保険者の状況でございますが、所得の少ない1割負担の方が3,751人、現役並み所得の3割負担の方が347人、合計で4,098人となっており、前年度と比較して165人の増となっております。

384ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は2億9,479万8,900円で、前年度対比1.4%、407万3,000円の増となっており、収納率につきましては98.8%となっております。

3 款繰入金は6,639万7,396円で、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れております。

4 款繰越金は、前年度繰越金でございます。

5 款諸収入は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金が主なものでございます。

以上、歳入決算総額は3億6,828万7,014円で、前年度対比1.1%、398万2,611円の増となっております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。386ページをお願いいたします。

1 款総務費は2,295万4,186円で、職員の人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費が主なものであります。

388ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は3億3,763万5,706円で、保険料負担金として2億9,367

万7,310円、保険基盤安定制度負担金として4,395万8,396円を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付をいたしております。

3款諸支出金は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金であります。

以上、歳出決算総額は3億6,096万8,592円で、前年度対比0.9%、335万7,833円の増となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 続きまして、認定第8号 平成23年度高浜市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊になっております水道事業会計の決算書のほうをお願いいたします。

なお、決算書のうち6ページから9ページまで、それから24ページから29ページまでに記載する金額は消費税を含んだ金額で表示いたし、そのほかの財務諸表は消費税を除いた金額で表示をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、6ページをお願いします。

収益的収入及び支出でございますが、1款水道事業収益の決算額は7億8,332万7,514円で、予算対比102.6%、1,961万2,514円の増、前年度対比は99.7%、268万1,883円の減となりました。

第1項営業収益の決算額は7億8,137万601円で予算対比102.6%、1,949万9,601円の増、前年度対比は99.7%、273万1,739円の減で、この主な収入は水道料金の収入でございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用の決算額は7億1,644万902円で執行率は98.1%、不用額は1,400万7,098円で前年度対比は99.1%、669万8,169円の支出減となっております。

1項営業費用は、決算額6億8,104万6,763円で執行率は98%、不用額は1,370万3,237円となりました。この執行額の主なものは受水費、委託料及び減価償却費並びに人件費等であります。

2項営業外費用は、決算額が3,501万820円、執行率は99.4%、この執行額の主なものは、残存企業債の支払い利息等であります。

3項特別損失は、決算額が38万3,319円、執行率は83.5%で、滞納水道料金66件分の不納欠損額であります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

収入の1款資本的収入は、決算額1億3,671万4,769円で、予算対比91.4%、1,292万231円の減となっております。

第1項企業債は、決算額4,000万円で、予算額、決算額ともに同額で、配水管布設工事等に充當をいたしました。

2項出資金は2,164万5,000円で、予算額、決算額ともに同額で、総務省通知による一般会計からの繰り出し基準に基づき、国庫補助対象建設改良費と消火栓設置費等に係る費用でございます。

3項負担金は、決算額5,538万9,769円で予算対比81.1%、1,292万231円の減で、これは新規給水申し込み等に係る加入負担金及び下水道工事に伴う配水管移設工事費の負担金等でございます。

4項補助金は、決算額1,968万円、国庫補助事業として整備をいたしております重要給水施設配水管布設替工事に対するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は3億727万9,039円で、予算に対する執行率は75.4%、不用額は1億50万3,961円であります。この執行額の主なものは、重要給水施設配水管布設替工事、下水道工事に伴う配水管移設工事、吉浜配水場配水ポンプ設備等の改修工事等に伴う建設改良工事費並びに企業債償還金等であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億7,056万4,270円は、当該年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

平成23年度の損益計算書であります。本年度の経常利益は5,947万4,137円で、特別損失の過年度損益修正損36万5,066円を差し引いた額が本年度純利益で5,910万9,071円を計上いたしました。

最後になりますが、12ページ、13ページで平成23年度の剰余金計算書を、14ページで剰余金処分計算書をつけさせていただいております。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（北川広人） ここで、監査委員に平成23年度各会計決算認定についての審査報告をお願いいたします。

監査委員。

〔監査委員 加藤仁康 登壇〕

○監査委員（加藤仁康） ただいま議長より御指名をいただきました代表監査委員の加藤仁康でございます。

それでは、平成23年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業会計の決算に対する決算審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、公共下水道事業、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療の6特別会計の歳入歳出決算についての審査を行いました。

審査に際しましては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取

し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果をも参考とし、計数の正確性、予算の執行の適否、効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算書及び附属書類等はいずれも関係法規に準拠して作成されており、その計数も正確に表示され、適正と認められました。

また、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査につきましては、高浜市土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査としましては、水道事業会計の決算について審査を行いました。その結果は、関係法規に従い、諸帳簿も作成されており、その内容、計数とも誤りなく、適正に執行されているものと認められました。これら審査内容の詳細につきましては、例月出納検査及び定期監査の結果を議長に御報告申し上げております。また、平成23年度決算審査意見書を御配付させていただいておりますので、それらを御参考いただきたいと思います。

以上により、簡単ではございますが、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金の運用状況審査の決算審査の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔監査委員 加藤仁康 降壇〕

○議長（北川広人） 日程第7 報告第7号 平成23年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大竹利彰） それでは、報告第7号 平成23年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく高浜市の財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して御報告させていただくものであります。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに赤字幅がないため、バー表示となっているもので、赤字比率はございません。

また、実質公債費比率につきましては5.8%で、前年度と比較して0.7ポイントの改善、将来負担比率については1.7%で、前年度と比較して10.6ポイントの改善となっております。

なお、各比率欄の括弧内の数値は、本市における早期健全化基準でございます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公営企業資金不足比率でございますが、公共下水道事業特別会計、水道事業会計ともすべて資金不足額がないため、

バー表示となっているもので、資金不足比率はございません。

なお、各会計欄の括弧内の数値は、本市における経営健全化基準でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人）　ここで、監査委員に報告第7号　平成23年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率についての審査報告をお願いいたします。

監査委員。

○監査委員（加藤仁康）　それでは、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました平成23年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業に関する資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成をされており、健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、公営企業会計における資金不足比率についても資金不足はなしであることを確認いたしました。

審査内容の詳細につきましては、平成23年度決算審査意見書をご配付させていただいておりますので、それを御参考いただきたいと思います。

以上により、簡単ではございますが、高浜市長より審査に付されました平成23年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人）　ただいまの報告第7号は、報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（北川広人）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、9月6日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時48分散会
